○外務省告示第百九十七号

平成二十六年六月四日にイスラマバードで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

平成二十六年六月十七日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、パキスタン・イスラム共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とパキスタン・イスラム共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　五十億円（五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、日本国、国際復興開発銀行及びアジア開発銀行により準備された電力セクター改革プログラムの下での改革計画（以下「改革計画」という。）においてパキスタン・イスラム共和国政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、パキスタン・イスラム共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、パキスタン・イスラム共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　年間の利子率は、六箇月の貸出しに適用される適用可能なロンドン銀行間取引金利から〇・一パーセントを減じたものとする。

(c)　ただし、(b)にかかわらず、(b)に規定する利子率が〇・一パーセントよりも低い場合には、年間の利子率は〇・一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後二年とする。

(2)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、パキスタン・イスラム共和国政府の権限のある当局が、パキスタン・イスラム共和国の経済の安定及び開発努力を促進することを目的として、既に行ったか又は将来行う予算支出（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

4　パキスタン・イスラム共和国政府は、パキスタン・イスラム共和国政府の名義で開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をパキスタンの通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、パキスタン・イスラム共和国政府の国家予算に編入される。

5　パキスタン・イスラム共和国政府は、借款に基づく生産物又は役務の調達がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って実施されることを確保する。

6　パキスタン・イスラム共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　パキスタン・イスラム共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してパキスタン・イスラム共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

8　パキスタン・イスラム共和国政府は、借款が適正にかつ専ら3(1)に規定する予算支出のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

9　パキスタン・イスラム共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　借款の使途及び改革計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び改革計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をパキスタン・イスラム共和国政府に代わって確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十四年六月四日にイスラマバードで

パキスタン・イスラム共和国駐在
日本国特命全権大使　猪俣弘司

パキスタン・イスラム共和国
財務・歳入・経済・統計・民営化省経済担当次官補　ヤスミン・マスード殿

（パキスタン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をパキスタン・イスラム共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年六月四日にイスラマバードで

パキスタン・イスラム共和国
財務・歳入・経済・統計・民営化省経済担当次官補　ヤスミン・マスード

パキスタン・イスラム共和国駐在
日本国特命全権大使　猪俣弘司閣下

○厚生労働省告示第二百五十八号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

第２のＦのビオチンの目を次のように改める。

ビオチン

ビオチンは，調製粉乳及び母乳代替食品（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二　乳等の成分規格並びに製造，調理及び保存の方法の基準の部(五)　乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準の款(6)の厚生労働大臣の承認を受けたものを除く。以下この目において同じ。）並びに保健機能食品以外の食品に使用してはならない。

ビオチンを母乳代替食品に使用する場合は，その100kcalにつき，ビオチンとして10μgを超える量を含有しないように使用しなければならない。